たちかわひろとしの議会報告

平成１７年１０月１日　　後援会報－１６号
発行：立川ひろとし後援会　後援会長　三浦　達男

慌しい毎日でした･･･

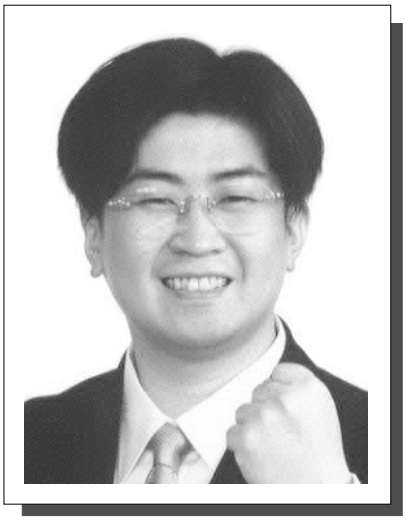

関係者の皆様には、日頃から立川博敏の活動にご理解、ご支援を頂きまして本当にありがとうございます。

今年の夏も暑い日々が続いたり、国内外において自然災害の多い夏でもございましたし、自分のこなした予定を振り返ってみても、非常に慌しかったなあ、という感があります。

さらに行事の多い季節を迎え、忙しさが増すものと考えられますが、皆様のお力添えを頂きながら元気に活動していきますので、これまで同様のご支援を宜しくお願い申し上げます。

決算委員会での平成１６年度決算審査

今回の定例会期間中、決算特別委員会が設置され、平成１６年度一般会計、特別会計、水道事業会計の計１４会計に関する決算審査が行われました。２日間の審査では多くの議員から質問や厳しい指摘があり、活発な委員会となったと思います。

私も、住民基本台帳ネットワークカードの運用に対する意見、交通安全母の会の状況、公達地域雨水排水整備の状況、下水道加入率の状況について質問をいたしました。

さて、一般会計の予算（当初予算＋補正予算）・歳入決算・歳出決算の額を、平成１５年度、平成１６年度についてそれぞれ比較をすると、以下のようになりました。

	予算総額(円)	歳入決算(円)	歳出決算(円)	歳入－歳出(円)
平成１５年度	16,964,100,000	17,270,119,746	16,738,134,755	531,984,991
平成１６年度	15,809,868,000	16,064,920,271	15,610,492,733	454,427,538
差額	▲ 1,154,232,000	▲ 1,205,199,475	▲ 1,127,642,022	▲ 77,557,453

（予算総額は各年度の結城市一般会計補正予算書より・決算額は各年度の結城市決算審査意見書より）

平成１６年度には、市債の一括借り換え９億２００万円が計上されているため、実質額は、上記額より約９億円を減じた額と考えることが妥当かと思います。

【 まずは全体の分析を･･･ 】

内容を分析してみますと、平成１５年度、１６年度の予算総額の差額 約１１億円に相応するように、歳入決算、歳出決算もそれぞれ１２億円、１１億円の減額という内容です。さらに、前ページでも述べたように、市債の一括借り換え９億２００万円があるため、実質は、平成１５年度と１６年度の歳入・歳出決算の差は、それぞれ▲２１億円、▲２０億円という厳しい内容であります。

しかしながら、それだけ厳しい財政の中で、市政の運営を迫られているという、執行部にとっても、市にとっても厳しい現状であることが伺えます。

平成１７年度については、まだ年度途中でもあり、決算の観点で比較できるような数字は提示できませんが、当初予算が１４３億３０００万円であり、平成１６年度以上に、厳しい運営が迫られているということは言うまでもありません。

【 立川の気になるポイントは･･･ 】

（１）繰越があるから黒字？

歳入・歳出の差額を見ると４億５４４２万円の黒字となっています。このうち繰越名許費（年度内に支出を終了することができない経費について、特別に、翌年度１年間に限り繰越して使用することができるもの）として４２３万５０００円が含まれており、一般的な差引残額は４億５０００万円となっています。

しかしながら、歳入面では２０億６４５０万円の起債をしており、単純に黒字と認識することは妥当でないと考えています。

（起債のうち、９億２００万円は一括借り換えによるもの）

（２）市税の滞納が増加

平成１６年度決算で市税全体で約８億９８００万円の滞納があります。（現年課税分と滞納繰越分の合算額） その中でも、市民税 約 ２億２４００万円、固定資産税 約 ５億７６００万円（いずれも現年課税分と滞納繰越分の合算額）が主なものとなっています。昨今の不況を受けての滞納増と考えられますが、今後、できるだけ滞納を発生させず、既にある滞納をいかに整理していくかがポイントになると思われます。

（３）地方債残高（借金）の増加

以前、この会報で、平成１２年度～１５年度で普通建設事業費（道路、橋、学校、公園等、公共および公用施設の新設・増設に要する経費）が５０％増加しており、他の市町村とくらべて特異なケースであることを紹介しました。

それをうけて、地方債残高も増加しており、平成１６年度末において、一般会計で１５４億３１２６万６８１３円（特別会計まで含めると３０１億２７１万９５７８円）の市債があります。平成１５年度末（今回の決算の１年前）時点での立川の試算では、一般会計で今後５年間、毎年１３億円前後の返済が発生し、予算策定の自由度が圧迫されることが懸念されます。

（特別会計まで含めると今後５年間、毎年２０億円以上の返済が発生すると予測される）

行政運営は、「お金が無いからできない」では済ますことの出来ない重要な分野を多く抱えておるわけですが、その中でも、これからは起債（借金を起こすこと）は極力避け、できるだけ償還（いわゆる返済）を進め、身の丈にあった財政運営を望みます。

今定例会での話題など・・・

≪ 平成１６年度決算審査が終了 ≫

議員全員による決算特別委員会を設置し、下記１４会計について審査、認定を行った。

・平成１６年度 結城市一般会計
・平成１６年度 結城市国民健康保険特別会計
・平成１６年度 結城市老人保健特別会計
・平成１６年度 結城市介護保険特別会計
・平成１６年度 結城市駐車場事業特別会計
・平成１６年度 結城市公共用地先行取得事業特別会計
・平成１６年度 下館・結城都市計画事業結城南部第一土地区画整理事業特別会計
・平成１６年度 下館・結城都市計画事業結城南部第二土地区画整理事業特別会計
・平成１６年度 下館・結城都市計画事業結城南部第三土地区画整理事業特別会計
・平成１６年度 下館・結城都市計画事業結城南部第四土地区画整理事業特別会計
・平成１６年度 結城市公共下水道事業特別会計
・平成１６年度 結城市農業集落排水事業特別会計
・平成１６年度 結城市住宅資金等貸付事業特別会計
・平成１６年度 結城市水道事業会計

≪ 結城市立保育園料及び入園料徴収条例の一部改正について ≫

・受益と負担の公平性の確保、民間水準との均衡を図りながら、民営化を円滑に促進する為、結城市立保育園料及び入園料徴収条例の一部が下記のとおり改正。
・当該条例の対象となるのは結城市立玉岡幼稚園

	現　行 （平成18年3月31日まで）	平成18年4月1日 ～平成19年3月31日	平成19年4月1日 以降
保育料（園児１人につき・年額）	72,000 円	96,000 円	120,000 円
入園料（園児１人につき）	5,000 円	10,000 円	10,000 円

保育料については、当初案では平成１８年４月１日より保育料 年額120,000円に改正、という内容であったが、議会側（教育・福祉委員会）からの「急激に値上げをせず、段階的に値上げすべき」との付帯意見を踏まえ、当初案を修正し、上記のような決定となった。

（平成１７年 結城市議会 第３回 定例会 議案より）

≪ 結城市医療福祉費支給に関する条例の一部改正 ≫

少子化対策、子育て支援の一環として、茨城県医療福祉大綱が、平成１７年４月２８日改正、平成１７年１１月から施行される事に伴い、結城市の関係法令の改正が決議された。（当該改正は平成１７年１１月１日より施行される）

（１）茨城県医療福祉大綱の改正に伴う改正

① 対象年齢を、３歳未満児から、６歳児に達する日以降の最初の３月３１日までに引き上げ
② 外来自己負担額を１回５００円・月２回限度から １回６００円・月２回限度に値上げ
③ 入院時の自己負担金として１日３００円、月３,０００円を限度として新設
（②・③については、重度障害者は除く）
④ 入院時の食事代（食事療養費標準負担額）が自己負担に改正
（重度障害者は平成１７年１１月から平成１９年３月までの間は１/２の助成措置あり）

（２）結城市独自で実施してきた事業の改正

① 妊産婦及び乳幼児の外来自己負担金（１回５００円・月２回限度）の助成を廃止。
② 妊産婦及び乳幼児に対する所得制限を廃止して、誰もが医療福祉制度を受けられるように改正。

（平成１７年 結城市議会 第３回 定例会 議案より）

（１）① ② と（２）① ② について県と市の制度を組み合わせて解説すると･･･

従来 ・対象年齢３歳未満時に対して「１回５００円・月２回限度」までを自己負担。それを超える額を県で負担
・県が自己負担と定めた「１回５００円・月２回限度」の部分を市で負担

↓

改正 ・６歳になった年度末までを対象に「１回６００円・月２回限度」までを自己負担（改正前より負担増）とし、それを超える額を県で負担
・県が自己負担と定めた「１回５００円・月２回限度」の部分を市で負担していたが、それを廃止し、替わりに所得制限を廃止して誰もが医療福祉制度を受けられるように対象を拡大。

≪ 茨城県知事選挙の投票率について ≫

・県知事選挙における結城市の投票率（67.78%）は、県内２６市中６番目であった。
・結城市の投票率が、県平均（64.73%）を上回ったのは、昭和４２年以来初めてである。

（平成１７年 結城市議会 第３回定例会 最終日の市長発言より）

≪ 市職員の退職時の特別昇給を廃止も含め検討へ ≫

・勤続期間２０年以上の者は２号級上位へ、勤続期間２０年未満の者は１号級上位への昇給を、退職する日の属する月の初日（１日）に実施している。
・制度に対する社会的批判は認識しており、また、市の厳しい財政状況もあることから、職員組合との交渉、県内都市の動向も鑑みながら、市民の理解が得られるよう、廃止も含めて検討していきたい。

（平成１７年 結城市議会 第３回定例会 中条議員の一般質問に対するの執行部より）

≪ 工事請負契約の締結について ≫

・平成１７年７月２１に入札が執行され、同日仮契約されていた下水浄化センター内の汚泥濃縮設備新設工事の工事請負契約の締結に関する議決を行った。

①機械設備 ･･･ 契約金額 ２億２,６８０万円（消費税込み）

１０社による一般競争入札	（株）西原環境テクノロジーが落札
設計価格 ２億２,２３０万円	予定価格 ２億２,３２７万円
落札価格 ２億１,６００万円（予定価格の９６.７４％）	

②電気設備 ･･･ 契約金額 １億５,７５０万円（消費税込み）

６社による一般競争入札	（株）明電舎 が落札
設計価格 １億６,５８８万円	予定価格 １億６,２５６万円
落札価格 １億５,０００万円（予定価格の９２.２７％）	

※枠内の金額は消費税を除いた価格。契約金額は落札価格に消費税を加味したもの。
※予定価格は設計価格の９５.００％から９８.００％の範囲内でくじ引きにより決定。

（平成１７年 結城市議会 第３回定例会 議案より）

≪ ＡＥＤ（自動体外式除細動器）の導入について ≫

・市民文化センターアクロス、市民情報センター、鹿窪運動体育館、市役所など、人の多く集まる公共施設へ、ＡＥＤを是非設置したいと考えている。

（平成１７年 結城市議会 第３回定例会 塚原議員の一般質問に対するの市長答弁より）

※ ＡＥＤ（自動体外式除細動器）とは･･･

突然死の死因のほとんどは心臓疾患で、それを心臓突然死という。その大部分は心室細動という病気である。心室細動になると心臓がけいれんし、ポンプとしての役割が果たせず、助かるチャンスは１分経過するごとに約１０％づつ失われ、１０分後にはほとんどの人が死に到る。この心室細動を正常な状態に戻す唯一の方法は除細動（心臓への電気ショック）で、ＡＥＤは除細動が必要かを判断し、救命の手順を音声にて指示し、救命行為が簡単に出来るように作られている。

たちかわひろとしの一般質問

ボランティア活動と地域通貨について

【質問者：たちかわひろとし】

① 地域通貨に対するメリット・デメリットについて、行政側の立場として、どのように分析しているか？
② 市の財政が悪化する中で、地域通貨をいわゆる報酬として用いて、ボランティア活動などの人材の収集を図る施策ができないか？
③ 地域通貨の導入による人材確保の円滑化が期待できると思うが、ボランティア人材を多数抱える担当部局として、保健福祉部の見解を答弁願いたい。
④ 当該質問に対する、市長の見解を答弁願いたい。

【答弁者：市長公室長】

① 地域通貨は、地域の、特定の地域やコミュニティーの中で、サービスや物の交換をする為のシステムや、そこで流通する通貨のこと。その発行方式は、特定の管理者が独自の通貨を独占的に発行する集中発行方式と、参加者が自発的に発行する総合信用発行方式があり、その発行目的もさまざまである。

(A) 集中発行方式の場合 ･･･ 地域通貨として発行された通貨を使うことになる

・メリット　･･･ 普通のお金と同じように気軽に使える利便性がある
だれが、何を、いくらで買ったかわからない匿名性がある

・デメリット　･･･ インフレを防ぐために流通量を管理する必要性がある

(B) 総合信用方式の場合 ･･･ 通貨は発行せず、通帳や電子ネットワーク上の口座に書かれた数字として現れる

・メリット　･･･ 通貨を発行しないため、インフレの恐れがない。
口座残高がマイナスでも物を買うことができる。

・デメリット　･･･ 取引結果を記録しなければならないという手間がかかること。
口座の集中的管理が必要なこと。

② 国内での導入例は、ＮＰＯ法人やボランティア組織、商工会や商店会などの市民団体が特定の地域において地域の人々の間での信頼やお互い様といった関係を強め、地域やコミュニティーの再生、強化を図るための１つの手段として導入している所が多く見られる。また、地域のコミュニティーが希薄化している現在では、その再生、強化は地域での街づくり、子育て支援、教育や独居老人対策等、市民との共同による街づくりを進める上では、大変有用な課題としてとらえているが、行政による地域通貨の導入についてては、現在までに検討した経緯がないので、今後、研究課題とさせていただきたい。

【答弁者：保健福祉部長】

③ 必要な物やサービスを互いに提供、交換することにより福祉サービスを活発にし、地域における人間関係の希薄化を解消し、新たに、地域における協調や信頼関係を築き、地域的なコミュニティーを形成していくといった側面が期待されている。

しかし、導入には、一定の合意に基づく会員の存在が不可欠であり、また、サービスを提供する側とサービスを利用する側とのバランスがうまく合致をしないと、サービスを単位とした地域通貨が循環をしなくなり、その成果を期待することができなくなる。

サービスの供給側と需要側の価値の合致は、思いやりや感謝の気持ちで判断されることとなると思うが、実際には、判断基準に違いが生じ、その違いから、地域通貨を敬遠する会員が生じることも予想される。

地域通貨を導入し、その結果として通貨を利用する会員が増加をしていくことは喜ばしいことであるが、ボランティア、つまり、地域通貨の利用会員となる方々の人材を確保する為には、その会員間における最低必要限度のルール作りが必要になり、また、そのルールを理解していただき、広めるには多くの時間を要することが必要であると考えている。また、供給側と需要側の価値の合致を図る為のコーディネーターの設置の必要性も感じている。

行政主導で地域通貨を導入することは、非常に困難なことであると考えているが、ボランティア間における地域通貨においては、さらに研究をさせて頂きたい。
地域通貨の問題が、ある一定、会員間で導入の研究がなされれば、市としては導入の経緯を見守っていきたいと感じている。

【答弁者：市長】

④ ボランティア活動は本来は無償で行うことが基本であると思うが、受ける側の気持ちとすれは、なんらかの御礼をしたいということで、最近では有償ボランティア活動も多く見られるようになっていると認識している。地域通貨を自治体が発行している例はあまり見られないようであるが、これからの市民ニーズや、他の自治体の取組状況等を十分見据えて、また、検討していく中で結論を出して行きたいと考えている。

青色回転灯による防犯パトロールの促進について

【質問者：たちかわひろとし】

① 規制緩和により、青色回転灯を用いてのパトロールが可能になったが、他市町村の導入実績や効果、結城市での使用状況等について答弁願いたい。

② 結城市内では利用している団体がみうけられないが、制度上の問題で活用しにくいのか、あるいは、まだまだ、団体に対する認知が低いのか、どのように分析をしているか？

③ 活用促進のための申請手続支援を行政側で取り組むべきと思うが見解を答弁願いたい。

④ 当該質問に対する、市長の見解を答弁願いたい。

【答弁者：市民生活部長】

① 県内６２市町村のうち、現在２７市町村に導入されており、すべて市町村の公用車である。導入効果については、青色回転灯が規制緩和されて、使用できるようになってから間もないこともあり、実際の効果はまだはっきりと出ていないのが現状である。今後、導入団体が継続して、防犯活動を実施していくと、徐々に効果がでてくるものと考えている。

当市では現在のところ青色回転灯の導入には至ってないが、犯罪発生件数が年々増加傾向にあり、得に、事務所荒らし、空き巣狙い、車上狙い、自動販売機荒らし等の被害が多発しているのが現状であること、また、講習をうけた方々から、青色回転灯を使用したパトロールができないかとの要請もあることから、当市においても今後早期に導入できるよう考えている。

② 青色防犯パトロールの講習会を受講した者のいる団体は、青色回転灯を使用した防犯パトロールを行えるようになっているが、青色回転灯の使用にあたっては、警察署の証明を受けなければならない。証明を受けられる者としては県、または市町村、並びに、県知事、警察署長、および、市町村長から委嘱をうけた団体が該当する。

当市においては既に各自治体の代表者に青色防犯パトロールの講習会を受講して頂いているので、講習会修了者がいる自治会等が市長から委嘱を受けられれば証明をされるものなので、青色回転灯を利用しての防犯パトロールが可能となる。

したがって講習を受講した団体等が速やかに青色回転灯の使用の証明が受けられるよう、現在、要綱等の整備を進めているところである。

③ 早急に要綱などを整備し、青色回転灯を使用した自主防犯活動ができるようにしたいと考えており、関係機関と協議を進めているところである。

【答弁者：市長】

④ 市としては、早急に、「結城市安全住みよい街づくり条例」に基づいた犯罪の防止と抑止のための要綱等を整備すると共に、地域住民によるボランティア、自主防犯パトロール活動の率先、奨励、支援し、自主防犯活動の活性化と市民の防犯意識の高揚を図り、市民が安心して安全に暮らせる街づくりを目指していきたいと考えている。

たちかわひろとしのコメント

１．ボランティアと地域通貨について

昨今の厳しい財政状況の中で、地域通貨を報酬として活用することよって、法定通貨（円）における財政を軽減し、見かけ上の人件費よりも多くの人材を集めることができるのではないか、という視点に立っての質問であった。

執行部の分析のとおり、流通量の問題、発行の問題、交換時のレートの問題など、難しい部分が多々あることも認識をしている。

しかしながら、限定された地域や社会、人間関係の中で、人材の循環を促したり、自分がボランティア活動をしたなかで得たポイントを、自分がボランティアを受けたいときに還元して使う、といったボランティアの循環、という部分で大いに効果の期待できる事業と考えている。

２．青色回転灯による防犯パトロールの促進について

昨今の規制緩和により、一般車両に青色回転灯を設置して防犯パトロールが実施できるようになった。しかしながら、県内で、一般の民間団体が活用しているケースが無いというのが残念である。

現在、結城市内でも防犯パトロールを実施している自治会や団体が数多くある。これらの団体が、この制度を活用して、パトロールを実施していることをさらにアピールできることから、効果が十分期待できると考えている。

よって、早急に本制度を活用できる整備を進めてほしいと考えている。
また、運用にあたって車を届け出る必要があることから、団体所有の車両がない場合は、個人の車が限定されてしまうので、運用しにくい側面も考えられる。
関係者の意見をとりまとめて、運用しやすい法制度の確立も努力してもらいたい。

７月から９月の活動

７月
- 結城市議会 正副委員長会議
- 公達防犯講座 出席
- 公達街づくり委員会 出席
- ７月 全員協議会 出席
- （仮称）ローカルマニフェスト推進ネットワーク茨城 準備会 出席
- 白鴎大学公開講座 参加
- 公達町内会 役員会 出席
- 消防団 操法訓練 参加
- 地域コミュニティー手伝い

８月
- ふれあい電話の会 定例会 出席
- ゆうゆうカーニバル 手伝い
- 街づくり研究会 桑の葉つみ 手伝い
- 橋本昌知事を囲む結城市の集い 出席
- 公達公民館 建設検討準備委員会 出席
- 地域コミュニティー 手伝い
- ふれあい福祉の集い 手伝い
- 結城市２４時間マラソンソフトボール大会 参加
- 結城市六校ＰＴＡ親善球技大会 開会式 出席
- 公達街づくり委員会 出席
- 結城市盆おどり大会 参加
- 結城市水道審議会 出席
- ８月 全員協議会 出席
- 消防団 操法訓練 参加
- ふたば会 定例会 出席
- 建設委員会 勉強会 出席

９月
- ふれあい電話の会 定例会 出席
- 公達町内会 役員会 出席
- 結城市消防団親善ソフトボール大会 参加
- 公達高砂会 敬老の集い 出席
- 結城中学校 秋季大運動会 開会式 出席
- 救急救命士 講習会 参加
- 城西小学校 秋季大運動会 開会式 出席
- 公達街づくり委員会 出席
- 青少年育成市民会議 城西支部 子供を守る家 １１０番通報模擬訓練 出席
- （仮称）ローカルマニフェスト推進ネットワーク茨城 準備会 出席

◎次回定例会の予定（案）

12月 9日(金)	本会議（開会）
12月12日(月)	一般質問
12月13日(火)	一般質問
12月14日(水)	常任委員会（総務 産業）
12月15日(木)	常任委員会（教育福祉 建設）
12月20日(火)	本会議（開会）

訂正とお詫び

本紙１ページ表題に「後援会報－１５号」と記載しましたが、「後援会報－１６号」の誤りです。訂正させて頂くとともに、謹んでお詫び申し上げます。

編　集　後　記

あらためて活動内容を振り返ってみると、非常に慌しい３ヶ月であったことに自分でも驚いておりますし、それだけ、皆さんと接する機会をたくさん持てたと言うことで、大変うれしく思っております。

今後も本誌のご愛読よろしくお願いいたします。

後援会 連絡先

〒307-0001 茨城県結城市公達9858-25

0296-33-5657（TEL・FAX） 050-3425-2024（IP Phone）

E-Mail webmaster@tacho-net.com

http://www.tacho-net.com/tacho/ （パソコン）

http://www.tacho-net.com/tacho/i/（携帯電話）